

仕事の疑問  
**相談室**  
鳥取労働局

**Q** 中小企業の事業主です。職場のハラスメント対策が強化され、パワーハラが害される一のスメント(パワハラ)の防止対策が事業主の義務になったと聞きました。内容を教えてください。

**A** 職場におけるパワハラとは①優越的な関係を背景とした言動の業務上必要かつ相当な範囲を超え②労働者の就業環境が害される一の三つの要素を全て満たすものをいいます。

### パワハラ防止措置が事業主の義務に

労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワハラ防止措置が2020年6月1日から事業主の義務となり、中小企業には22年4月1日から適用されます。

事業主が講ずる措置の内容は次のとおりです。

- ①パワハラの内容やパワハラを行ってほらない旨の方針を明確化するとともに、行為者について厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等に規定し、労働者に周知・啓発すること。
- ②相談窓口を定め労働者に周知することも、同窓口で相談内容や状況に応じ適切に対応

③パワハラの場合は、事実が生じた場合かつ正確に関係を迅速かつ正確に確認し、被害者・行為者に対し適正な措置を行うとともに、再発防止措置を講ずること。

④プライバシーの保護や相談等による不利益な取り扱いを行わないことを定め、周知すること。

中小企業事業主は、義務化までに早めの取り組みをお願いします。

詳しくは鳥取労働局「あかるい職場応援団」で取り組み事例や関係資料を提供しているので、活用してください。

鳥取労働局雇用環境・均等室 電話0857(29)1709